



鳥取県公報

平成 28 年 6 月 28 日 (火)
第 8 8 1 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (448) (福祉監査指導課) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (449) (子育て応援課) 2
	知事指定薬物の指定 (450) (医療指導課) 2
	知事指定薬物の指定の失効 (451) (〃) 3
	建築基準法による指定確認検査機関の指定 (452) (住まいまちづくり課) 4
	土地改良区の定款の変更の認可 (453) (農地・水保全課) 4
	山村振興法の規定に基づく工事の開始 (454) (道路企画課) 4
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出 (住まいまちづくり課) 4

告 示

鳥取県告示第448号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年6月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
加納医院	米子市淀江町佐陀2062	平成28年1月1日
ふなきこどもクリニック	米子市西福原11-2	平成28年6月1日
さいはく眼科クリニック	西伯郡南部町倭485-1	〃
はまよしレディースクリニック	倉吉市清谷町一丁目248-1	〃
エスマイル薬局 境港店	境港市馬場崎町177-3	〃

鳥取県告示第449号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年6月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

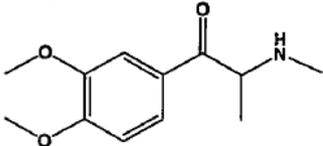
名 称	調 査 審 議 す る 事 項	設 置 期 間	庶 務 担 当 機 関
鳥取県子育てっていいなキャンペーン（仮称）事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会	平成28年度に実施する子育てっていいなキャンペーン（仮称）事業の受託者の選定に関する事項	平成28年6月28日から同年7月29日まで	子育て王国推進局子育て応援課

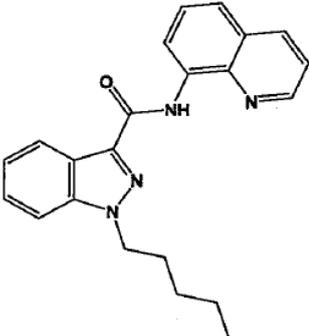
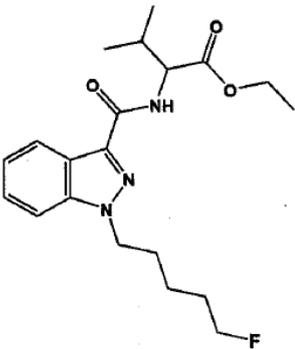
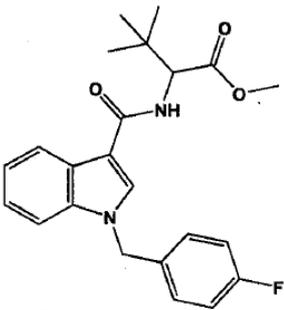
鳥取県告示第450号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年6月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指 定 番 号	通 称 名	化 学 名 等 及 び 構 造 式
28-知(1)-1	3,4-Dimethoxy-methcathinone	1-(3,4-ジメトキシフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類 

<p>28-知(1)-2</p>	<p>THJ</p>	<p>1-ペンチル-N-(キノリン-8-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類</p> 
<p>28-知(1)-3</p>	<p>5F-AEB、5F-EMB-PINACA</p>	<p>エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノート及びその塩類</p> 
<p>28-知(1)-4</p>	<p>MDMB-FUBICA</p>	<p>メチル=2-[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノート及びその塩類</p> 

鳥取県告示第451号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成28年6月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
27-知(1)-31	Bisfluoromodafinil	平成28年3月15日	平成28年3月19日
27-知(1)-32	4-FPM	〃	〃
27-知(1)-33	Kratom	〃	〃
27-知(1)-34	Mitragynine	〃	〃

27-知(1)-35	7 a - H y d r o x y - 7 H - m i t r a g y n i n e	〃	〃
27-知(1)-36	C U M Y L - T H P I N A C A	〃	〃

鳥取県告示第452号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第2項（第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）及び第7条の2第2項（第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定確認検査機関の指定をしたので、同法第77条の21第1項の規定により次のとおり告示する。

平成28年6月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定確認検査機関の名称及び所在地
一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター
鳥取市田園町三丁目375
- 2 指定の区分
建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第1号から第4号の2まで、第9号、第10号、及び第13号から第14号の2までに掲げる区分
- 3 業務区域
鳥取県全域
- 4 確認検査の業務を行う事務所の所在地
鳥取事務所 鳥取市田園町三丁目375
米子事務所 米子市米原九丁目7-30
- 5 指定の有効期間
平成28年7月1日から5年間

鳥取県告示第453号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大谷溜池土地改良区の定款の変更を平成28年6月17日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年6月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第454号

山村振興法（昭和40年法律第64号）第11条第1項の規定に基づき、町道の改築に関する工事を次のように開始するので、山村振興法施行令（昭和40年政令第331号）第5条第2項の規定により告示する。

平成28年6月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
琴浦町道立子大熊線	東伯郡琴浦町大字山川字坂ノ下943地先から同町大字高岡字西屋敷437-1地先	改築	平成28年7月1日

公 告

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成28年6月28日から平成28年8月29日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成28年8月29日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年6月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田 健
東京都千代田区飯田橋二丁目18-2
- 2 大規模店舗の名称
(仮称)ダイレックス境港店
- 3 大規模店舗の敷地の所在地
境港市上道町字岬2177-2 外
- 4 大規模店舗の用途
物販店舗
- 5 大規模店舗の総床面積
2,312平方メートル
- 6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日
平成28年10月15日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 (鳥取市東町一丁目220)
鳥取県西部総合事務所地域振興局西部振興課 (米子市糀町一丁目160)